

議案第 3 2 号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和 4 8 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る道路占用料について適用し、施行日前の占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 施行日の前日に道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による占用の許可を受けていた占用物件について、令和 8 年度以後も引き続き当該許可を受け、継続して道路を占用している場合における同年度以後の各年度の単位当たりの道路占用料の額は、前項の規定により適用することとされる改正後の別表に定める当該占用物件に係る単位当たりの

道路占用料の額が、当該占用物件に係るそれぞれその年度の前年度の単位当たりの道路占用料の額に 1.2 を乗じて得た額を超えるときは、同表及び同項の規定にかかわらず、当該 1.2 を乗じて得た額とする。

（市川市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

- 4 市川市法定外公共物の管理に関する条例（平成 14 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「第 2 条の規定を準用する」を「の規定の例により算出した道路占用料の額に相当する額とする」に改め、同条第 3 項中「第 3 条の規定を準用する」を「の例による」に改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,900
	第2種電柱		4,500
	第3種電柱		6,100
	第1種電話柱		2,600
	第2種電話柱		4,200
	第3種電話柱		5,800
	その他の柱類		260
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	26
	地下に設ける電線その他の線類		16
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,200
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	13,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,300
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160

件	の				
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの				2 4 0
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの				3 2 0
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				4 7 0
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				6 3 0
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				1, 1 0 0
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				1, 6 0 0
	外径が 1 メートル以上のもの				3, 2 0 0
法 第 3 2 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 施 設	自動 運行 補助 施設	法 第 2 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 自 動 運 行 装 置 に よ る 検 知 の 対 象 と し て 設 置 す る 導 線 そ の 他 の 線 類	地下に 設 け る も の	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 6
			そ の 他 の も の		5 3
			道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	4, 2 0 0
		そ の 他 の も の	上 空 に 設 け る も の	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	2, 6 0 0

		地下に設けるもの		1,600
	その他のもの			5,300
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	5,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			6,600
	地下に設ける通路			3,900
	その他のもの			5,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	130
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,300
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,300
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	13,000
	標識		1本につき1年	4,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本につき1日	130

		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	1,300
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	130
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,300
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	13,000
		その他のもの		6,600
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	5,300
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,300
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				530
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以		Aに0.007

		上のもの	を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額
令第 7 条 第 9 号に 掲げる施 設	建築物		A に 0.01 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
令第 7 条 第 10 号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
令第 7 条 第 11 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.01 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額
令第 7 条 第 13 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.01 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額
令第 7 条第 14 号及び第 15 号に掲げる施設			A に 0.031 を乗じて得た額

理 由

国の状況等を考慮し、受益者負担の適正化を図るため、道路占用料の額を見直し、道路法施行令に合わせて占用物件を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。